

承認第 2 号

専決処分の承認を求めることについて

平成30年度おいらせ町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）を地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成31年3月7日 提出

おいらせ町長 成 田 隆

専決第 2 1 号

平成 3 0 年度おいらせ町農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 3 号) について

平成 3 0 年度おいらせ町の農業集落排水事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2, 6 0 4 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 2 8, 8 4 1 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

平成 3 0 年 1 2 月 1 9 日 専決

おいらせ町長 成 田 隆

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 繰入金		73,527	2,604	76,131
	1 一般会計繰入金	73,527	2,604	76,131
歳入	合計	126,237	2,604	128,841

歳出

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		40,094	2,604	42,698
	1 総務管理費	40,094	2,604	42,698
歳出	合計	126,237	2,604	128,841